

○外務省告示第 319 号

令和五年十月十八日に包括的共同作業計画の採択の日から八年が経過し、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第 315 号）の附属書 B 4 に定められた措置が終了したことを受け、国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年十月二十七日

外務大臣 上川 陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分にその二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）</p> <p>国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第 315 号）に関し、同決議附属書 B 2 に基づき、事前に国際連合安全保障理事会の承認を得ることによって加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動を次のとおり指定する。</p> <p>一 別表第一号から第五号までに掲げる貨物のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該貨物のイランにおける製造若しくは使用</p> <p>二 別表第六号から第八号までに掲げる技術のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該技術のイランにおける使用</p>	<p>国際連合安全保障理事会決議に基づき、国際連合安全保障理事会の事前承認により加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成二十八年外務省告示第十八号）</p> <p>国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号（平成二十七年外務省告示第 315 号）に関し、同決議附属書 B 2 及び 4 に基づき、事前に国際連合安全保障理事会の承認を得ることによって加盟国が許可することが可能となる資金移転の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関連する活動を次のとおり指定する。</p> <p>一 別表第一号から第六号までに掲げる貨物のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該貨物のイランにおける製造若しくは使用</p> <p>二 別表第七号から第九号までに掲げる技術のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該技術のイランにおける使用</p>

別表

一・二 [略]

三 輸出貿易管理令別表第一中欄に掲げる貨物のうち、次に掲げるもの

イ 四の項四に掲げる貨物（ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品に限る。）

ロ 四の項（十三）に掲げる貨物

ハ 四の項（十五）1若しくは4に掲げる貨物（ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料に限る。）又は2に掲げる貨物

ニ 四の項（二十四）に掲げる貨物（振動試験装置若しくはその部分品又は電子加速器に限る。）

[削る]

四 [略]

五 トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であって、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二の項の中欄に掲げる技術（ただし、第一号において除かれている輸出貿易管理令別表第一における貨物に係る技術については、この限りでない。）

七 [略]

八 第三号から第五号までに掲げる貨物に係る技術

別表

一・二 [同上]

三 輸出貿易管理令別表第一の四の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（一の二）に掲げる貨物のうち、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）第三条第一号の三に掲げる仕様のものを除く。）

[号の細分を加える]

四 ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置

五 [同上]

六 ニトロアミン類、トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であって、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）

七 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二の項の中欄及び四の項の中欄に掲げる技術（ただし、第一号及び第三号において除かれている輸出貿易管理令別表第一における貨物に係る技術については、この限りでない。）

八 [同上]

九 第四号から第六号までに掲げる貨物に係る技術

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した懸記部分を除く全体に付した傍線は注記である。